

公益財団法人全日本剣道連盟決裁及び専決に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下、連盟という。）の事務が円滑適正に執行され、かつ責任の明確化と能率の向上をはかるため、草案の決裁及び専決等について定めることを目的とする。

(原則)

第2条 本連盟における決裁者は会長とし、会長はこの内規に定めるところにより、専務理事、会計担当理事、事務局長、事務局長代行、部長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事案)

第3条 会長は、次のものを決裁する。

- (1)本連盟の運営に関すること。
- (2)理事会の運営及び評議員会の議長選定に関すること。
- (3)理事会の計画実施する事業について発表を要する重要な事項に関すること。
- (4)理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関すること。
- (5)定款に関すること
- (6)予算及び決算に関すること。
- (7)特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。
- (8)特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- (9)職員の任免（昇任、昇格を含む）、分限、懲戒及び表彰に関すること。
- (10)500万円以上の収入及び支出に関すること。
- (11)100万円以上の予算の流用に関すること。
- (12)100万円以上の補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。
- (13)その他特に重要な事項に関すること。

(専務理事の専決事案)

第4条 専務理事は次のものを専決できる。

- (1)理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関すること。
- (2)諸規定（内規）に関すること。
- (3)常任理事会の会議に関すること。

- (4)専門委員会の会議に関する事。
- (5)重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事。
- (6)重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- (7)職員の給与に関する事。
- (8)嘱託の雇用及び手当に関する事。
- (9)局長の普通出張及び手当に関する事。
- (10)100万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事。
- (11)100万円未満の予算に流用に関する事。
- (12)その他重要な事項に関する事。

(会計担当理事の専決事案)

第5条 会計担当理事（業務執行理事）は、次のものを専決する。

- (1)予算の立案・決算処理に関する事。
- (2)収入及び支出、予算の流用並びに補助金の執行に関する事。
- (3)分担金及び負担金並びに寄附金の執行に関する事。
- (4)役・職員の普通出張旅費及び手当の支給に関する事。
- (5)その他会計に関する重要な事案に関する事。

(事務局長の専決事案)

第6条 事務局長は次のものを専決できる。ただし、事務局長不在の場合、専務理事が事務を代行する。

- (1)一般的な事項に関する事。
- (2)一般的な申請、照会、回答、通知に関する事。
- (3)事務局長代行以下の普通出張に関する事。
- (4)事務局長代行以下の休暇及び出勤に関する事。
- (5)100万円未満の収入及び支出に関する事。
- (6)臨時職員の雇用に関する事。
- (7)その他比較的重要な事案に関する事。

(事務局長代行・部長の専決事案)

第7条 事務局長代行・部長は次のものを専決できる。

- (1)定例的な照会、回答、通知及び軽易な会議に関する事。
- (2)軽易な収入及び支出に関する事。
- (3)部長以下の職員の在勤地及び日帰り出張に関する事。
- (4)10万円又5万円以内の小口現金の支出に関する事。
- (5)その他定例的な事項に関する事。

(役員の承認)

第8条 この内規の第3条、第4条に定める事案は、それぞれ決裁、専決を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。

(事案の代決)

第9条 次の各号の上に揚げる者が、出張、休暇又はその他の事由により不在である場合において、特に至急に処理する必要がある事案が生じたときは、当該各号の下に揚げる者がその事案を代決することができる。

(1)会長 副会長、副会長が欠員のときは、専務理事

(2)専務理事 専務理事があらかじめ指名した理事

(3)事務局長 事務局長代行、事務局長代行が欠員のときは総務部長

(4)事務局長代行・部長 事務局長代行・部長があらかじめ指名した部長代理

(代決できる事案)

第10条 前条により代行できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、又、異例に属するものについては、代決することができない。

2 重要な事案に関し、代決した場合、代決者または起案者は事後速やかに決裁又は、専決できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第11条 特に緊急な処理を要する事案で、決裁又は、専決を受けることができないやむを得ない事情があるときは、事務局長が未決のまま執行を特認することができる。この場合原議書に「後閲」と記入し、起案者は事後速やかに、当該決裁又は専決できるものの閲覧を受けなければならない。

(専決等にかかわる議決)

第12条 決裁又は専決の事案のうち疑義があるものについては、上司の指揮を受けて処理しなければならない。

(諸規定の定めに拘束される場合)

第13条 この内規第3条、第4条及び第5条各号の規程にかかわらず、定款及びこの内規以外の諸規定の定めに拘束される場合はこれに従う。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は

事務局長が定める。

付則

- 1 昭和60年10月1日から施行する
- 2 平成12年10月1日一部改正実施する。
- 3 平成27年11月2日から一部改正し実行する。
会計担当理事専決・事務局長不在の場合、専務理事事務代行等
- 4 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。
- 5 令和5年4月1日から一部改正実施する。